名称：「ランプ」事件
特許権侵害差止等請求控訴事件
知的財産高等裁判所：令和７年（ネ）第１００７０号　判決日：令和８年８月１８日
判決：原判決取消
特許法２９条２項
キーワード：進歩性、動機付け、阻害要因
判決文：https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-96963.pdf

［概要］
主引用発明に副引用発明の技術事項を適用することについて、主引用発明の放熱性能の低下による阻害要因や、両引用発明の課題の相違による動機付けの欠如が主張されたものの、放熱のために開口部が必須の構成であるとはいえず、また、被控訴人が課題の相違を指摘する副引用発明の構成は、実際に適用すべき構成とは異なると判断され、本件発明の進歩性が否定された結果、原判決が取り消された事例。

［本件発明１－１］（訂正前）
１Ａ　光源であるＬＥＤモジュールと、
１Ｂ　熱移送手段と、
１Ｃ　配光手段としての筒状リフレクタと、
１Ｄ　開口部を有する筐体と、
１Ｅ　光透過性カバーとを含み、
１Ｆ　前記ＬＥＤモジュールは、複数のＬＥＤと、前記複数のＬＥＤを実装する実装面を有するＬＥＤ基板とを含み、
１Ｇ　前記筒状リフレクタは、その軸方向が前記ＬＥＤモジュールに対し垂直で、かつ、前記ＬＥＤモジュールの光照射側に配置され、
１Ｈ　前記筐体の内部に、前記ＬＥＤモジュールおよび前記筒状リフレクタが配置され、
１Ｉ　前記筐体の開口に、前記光透過性カバーが配置され、
１Ｊ　前記ＬＥＤモジュールは、前記筐体内において、前記筐体と離れて配置され、
１Ｋ　前記熱移送手段は、前記ＬＥＤモジュールの熱を前記筐体に放熱できるように配置されていることを特徴とする、
１Ｌ　ランプ。

［主な争点］
乙１０公報に記載された発明に基づく進歩性の欠如（争点６）

［裁判所の判断］（筆者にて適宜抜粋、下線）
『（３）　本件発明１－１の進歩性の有無
ア　本件発明１－１と乙１０発明との対比
・・・（略）・・・
以上によれば、本件発明１－１と乙１０発明との一致点及び相違点は以下のとおりであると認められる。
（一致点）
・・・（略）・・・
（相違点１０－１）
本件発明１－１は、構成要件１Ｅ「光透光性カバー」を含み、構成要件１Ｉ「前記筐体の開口に、前記光透過性カバーが配置され」るのに対し、乙１０発明は、光透過性カバーを有していない点。

（相違点１０－２）

ＬＥＤモジュールに関し、本件発明１－１は、構成要件１Ｆ「複数のＬＥＤと、前記複数のＬＥＤを実装する実装面を有するＬＥＤ基板とを含」むのに対し、乙１０発明は、ＬＥＤが複数であるか不明な点。

（相違点１０－３）

筒状リフレクタに関し、本件発明１－１は、ＬＥＤモジュールの構成要件１Ｇ「光照射側に配置され」るのに対し、乙１０発明は、ＬＥＤモジュールの構成１０ｇ「光照射側に配置される部分を含」む点。

イ　相違点１０－１の検討

(ア)　乙１２公報には、屋外又は屋内の各種の照明に用いられる照明器具において、筐体１０の出射口２３を覆う透光性部材である前面カバー１４を設けることが記載されている（【００６０】、【００２０】）。

・・・(略)・・・屋外用の照明装置において、筐体内への風雨や塵埃等の進入を防止すべく、カバーを設けることは自明な課題というべきであるから、乙１０発明において、風雨や塵埃の進入を防止すべく、乙１２公報に記載された「光透過性である前面カバー１４」を適用・・・(略)・・・することは、当業者が容易に想到し得たことであると認められる。

(イ)　これに対し、被控訴人は、乙１０発明では、筐体１１の両端が開口していることが放熱効率の向上に寄与しているところ、・・・(略)・・・筐体１１の両端が開口していることには技術的意義があり、筐体１１の開口を光透過性カバーで塞ぐことは、乙１０発明の放熱効率を低下させることになって、その技術的意義を損ねることになるから、乙１０発明において、乙１２公報の「前面カバー１４」を適用することには阻害要因がある旨主張する。

しかし、乙１０公報には、筐体の両端が開口していることによる放熱効率の向上や、筐体内部の空気の流れに関する記載はない。一方、乙１０発明は、構成１０ｋのとおり「熱拡散手段１２が、筐体１１及び発光素子基板１３と熱的に接触しているため、・・・(略)・・・放熱に優れ」るものであるから、乙１０発明において、筐体１１の両端の開口が照明装置の放熱を行う上で必須の構成であるとまではいえない。したがって、乙１０発明に乙１２公報の「前面カバー１４」を適用することに阻害要因があるとはいえず、被控訴人の上記主張は採用することができない。

ウ　相違点１０－２の検討

(ア)　乙１２公報には、光源モジュールとして、多数のＬＥＤをＬＥＤ基板３１の上に密集配置して・・・(略)・・・ＣＯＢ型ＬＥＤ３０を用いることが記載されている（【００２２】）。

そして、・・・(略)・・・乙１０発明の発光素子基板１３として、乙１２公報に記載された、多数のＬＥＤをＬＥＤ基板３１の上に密集配置したＣＯＢ型ＬＥＤ３０を採用・・・(略)・・・することは、当業者が容易に想到し得たことであると認められる。

(イ)　これに対し、被控訴人は、①乙１２公報における課題は、筐体とＬＥＤ基板との間の絶縁性を保持し、かつ、発光素子（ＬＥＤ）の放熱性能を向上させることであるのに対し、乙１０発明の放熱機構は、ヒートパイプ等の熱拡散部材を使用して筐体に放熱する技術であり、ヒートパイプは金属製であるため、絶縁性は低く、乙１２公報における絶縁性の課題に反する構成であるから、乙１２公報における課題に反して、乙１０発明に乙１２記載事項を適用することには、動機付けが存在しない、②乙１０発明の課題は、放熱器の塵埃及びオイルミストの堆積防止であるのに対し、乙１２公報に記載された照明器具は、筐体の外部に放熱部（放熱器）を取り付けるものであり、放熱部として多数の放熱板から構成される放熱フィンを採用しているため、工場の天井に取り付けると、放熱フィンに塵埃及びオイルミストが堆積することになり、乙１０発明の課題を解決できないから、乙１０発明の課題に反して、乙１０発明において乙１２記載事項を適用することには動機付けが存在しないなどと主張する。

しかし、被控訴人の上記主張は、乙１０発明において乙１２公報の放熱機構を適用することの動機付けをいうものであるところ、乙１０発明において採用すべき構成は、乙１２公報に記

載された放熱機構ではなく、乙１２公報に記載された「多数のＬＥＤをＬＥＤ基板３１の上に密集配置したＣＯＢ型ＬＥＤ３０」であるから、被控訴人の上記主張は、前記(ア)の判断を左右しない。

エ　相違点１０－３の検討

(ア)　筒状リフレクタに関し、乙１０発明は、ＬＥＤモジュールの構成１０ｇ「光照射側に配置される部分を含む」から、少なくとも当該部分をもって、光照射側に配置されているといえる。したがって、相違点１０－３は実質的な相違点とはいえない。

仮に相違点１０－３が実質的な相違点であるとしても、乙１２公報には、・・・(略)・・・反射鏡３４を、ＣＯＢ型ＬＥＤ３０の光照射側に配置することが記載されている。

・・・(略)・・・乙１０発明のリフレクタ１４に換えて、乙１２公報に記載された「反射鏡３４を、ＣＯＢ型ＬＥＤ３０の光照射側に配置する構成」とすることは、当業者が容易に想到し得たことである。

(イ)　これに対し、被控訴人は、乙１２公報には、筒状リフレクタの記載はあるものの、乙１０発明の課題に反して、乙１０発明において乙１２記載事項を適用することには動機付けが存しない旨主張する。

しかし、被控訴人の上記主張は、乙１０発明において乙１２公報の放熱機構を適用することの動機付けをいうものであるところ、乙１０発明において適用すべき構成は、乙１２公報に記載された放熱機構ではなく、・・・(略)・・・筒状リフレクタの配置であるから、被控訴人の上記主張は、前記(ア)の判断を左右しない。

また、被控訴人は、乙１０発明のリフレクタ１４は、リフレクタとして作用する傘状の部分に加え、熱拡散手段１２に沿った長い板状の部分が存在し、この板状の部分は、熱拡散手段１２としてのヒートパイプがある程度の長さを要することによるものであるから、このような乙１０発明のリフレクタに代えて、乙１２公報のようなリフレクタを採用することは不可能である旨主張する。

しかし、乙１０発明のリフレクタ１４の板状の部分はリフレクタとして作用する部分ではなく、また、当該板状の部分が格別の作用や効果を奏するものであることについては乙１０公報に記載がない。他方で、乙１０公報には、発光素子基板１３を取付体１５に固定することが記載され（【００２４】）、また、乙１２公報には、ＣＯＢ型ＬＥＤ３０を取り付けるベースプレート３２に反射鏡３４を固定することが記載されている（【００２３】～【００２５】）から、乙１０公報に記載された取付体１５に、乙１２公報に記載された反射鏡３４を固定することは、当業者にとって容易というべきである。』

［コメント］

原審は、控訴人製品は本件発明１－１の技術的範囲に属し、本件発明１－１に係る特許は特許無効審判により無効にされるべきものとは認められないとして、被控訴人の請求を認容した。これに対し、控訴人は本件控訴を提起して、新たな乙１０公報に基づく進歩性の欠如を主張した。そして、乙１０発明と本件発明１－１との相違点に係る構成はいずれも当業者が容易に想到し得たものと判断されて本件発明１－１の進歩性が否定され、控訴人の無効の抗弁が認められた（原判決取消）。

相違点１０－１について、乙１０発明における開口が放熱に必須の構成であるとまではいえないと判断された。特許・実用新案審査基準では、阻害要因の例として、副引用発明を適用すると主引用発明がその目的に反するものとなる場合や、主引用発明が機能しなくなる場合などが挙げられている。光透過性カバーを設けることによって、乙１０発明の目的が達成できなくなるとまではいえず、上記審査基準に鑑みても、本判決の判断は妥当であると考える。

相違点１０－２及び１０－３について、被控訴人は、乙１０発明と乙１２公報に記載された放熱機構との課題の相違等を理由に、動機付けが存在しない旨主張した。しかし、放熱機構は、いずれの相違点についても適用の対象とはされておらず、被控訴人の主張を退けた裁判所の判

断も妥当であろう。適用対象の構成を適切に把握することの重要性が、改めて確認される。

なお、被控訴人は、無効審判において本件発明を訂正した上で、訂正の再抗弁の主張を行っているが、訂正後の発明では技術常識が限定されているに過ぎず、訂正後の発明と乙１０発明との間に新たな相違点は認められないとして、当該主張は退けられている。

以上

（担当弁理士：廣田　武士）